

## ○総会会議規則

### 第1章 目的と適用

#### (目的)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下「本会」という。）の総会（以下「総会」という。）の秩序を確立し、民主的かつ効率的に運営することを目的とする。

#### (適用)

第2条 総会は、山形県司法書士会会則（以下「会則」という。）第38条から、第47条までの規定及び役員等選挙規則に定めのない事項については、この規則による。

### 第2章 出席等の届出

#### (出欠の届出)

第3条 司法書士会員は会議場に出席し、その旨を招集者に届け出なければならない。

2 やむを得ない事情によって総会に出席できない司法書士会員は、あらかじめその旨を記載した書面を招集者に提出しなければならない。

#### (委任出席等の届出)

第4条 会則第43条第2項の規定により他の司法書士会員に委任してその議決権を行使しようとする前条第2項の欠席司法書士会員は、あらかじめその委任を証する書面を招集者に届け出なければならない。

2 前項の委任を証する書面に代理人となる者の記載がないときは、代理人選任を招集者に一任したものとみなす。

### 第3章 議長及び副議長

#### (議長の職務及び権限)

第5条 議長は、会議の秩序を保持し、議事を整理するとともに、会議を代表し、その事務を統理する。

2 会議の秩序をみだし、又は議事の進行を妨げ、若しくは総会の品位を傷つける行為があった者に対しては、議長は、これを制止し、又は発言の取消しをさせる。この場合において、命令にしたがわないときは、議長は発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(副議長)

第6条 議長は、総会に諮り副議長を選任することができる。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、議長が欠けたとき又は議長の命により、議長の職務を行う。

(議事録の作成者及び議事録署名人の選任)

第7条 議長は会議の初めに議事録作成者及び議事録署名人を会議に諮り選任する。

## 第4章 議事の運営

### 第1節 議案等の発議及び撤回

(議案)

第8条 議案とは、会則第42条に掲げる事項のほか本会の意思を決定するため招集者及び会員から提出された発議をいう。

(議案の提出)

第9条 議案は、文書をもって提出し、その案に理由を付するとともに、予算を伴う場合は、必要とする経費及び財源を明らかにした文書をも添えなければならない。

- 2 司法書士会員は、総会の開会5日前までに招集者に議案を提出することができる。この場合、10名以上の賛成者を連記した前項の書面を提出し、且つ、招集者が指示する数の写を添えるものとする。

(動議)

第10条 動議とは、会期中に提出するものであって、議案を修正する発議（以下「修正動議」という。）及び議事の進行について措置を求める発議（以下「議事進行動議」という。）をいう。

(動議の提出)

第11条 修正動議は、第9条第1項及び第2項の規定に準じて、議題についての質疑が終結するまでに議長に提出するものとする。但し、簡易な修正で議長の認めるものについては、写の提出を省略することができる。

- 2 議事進行動議は、口頭により発議するものとする。但し、他に2名以上の支持者がなければ議題とすることができない。
- 3 議長は、前項の動議について必要と認めるときは、文書による提出を求めることができる。

(議案及び修正動議の撤回)

第12条 議案及び、修正動議を撤回しようとするときは、発議者と賛成会員の連記者より文書をもって請求し、議長の許可を得なければならない。但し、議題となった後は、会議の同意を得なければならない。

(一事不再議等)

第13条 表決又は撤回された議案ならびに修正動議については、その会期中は、再び発議することができない。

第2節 議 事

(議題の宣告)

第14条 議案及び修正動議を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第15条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の議案及び修正動議を一括して議題とすることができる。但し、司法書士会員2名以上から異議のあるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

第3節 表 決

(表決の宣告)

第16条 議長は、討論が終結したとき又は質疑及び討論の発言者のいないときは表決の宣告をする。

(不在者の表決権)

第17条 表決に際し、会議場にはない司法書士会員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第18条 表決には、条件を付することができない。

(表決の訂正の禁止)

第19条 司法書士会員は、自己の表決の訂正を求めることはできない。

(表決の順序)

第20条 修正動議は、原案より先に表決する。

- 2 議案について数個の修正の動議がある場合は、原案に最も遠いものから先に順次表決する。
- 3 修正動議が否決されたときは、原案について表決する。
- 4 議案の一部について修正の可決があったときは、なおその余の部分について表決する。

#### (表決の方法)

**第21条** 議長は、表決にあたっては、異議の有無を諮り、異議がないと認めるときは、可決とする。但し、異議がある旨の発言があるときは、挙手又は起立により、表決する。

#### (投票による表決)

- 第22条** 議長が必要と認めたとき、又は会員の過半数の同意があったときは、投票により、表決する。
- 2 投票は、無記名とし、その方法は、議長が定める。

#### (表決結果の宣告)

- 第23条** 表決が終結したときは、議長は、可決又は否決の旨を宣告する。
- 2 議長は、投票により表決したときは、その結果をも併せて報告しなければならない。

#### (議長への委任)

**第24条** 会議は、表決の結果、議案中互いに抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

### 第5章 規 律

#### (品位保持)

**第25条** 司法書士会員は会議に臨み品位を重んじなければならない。

#### (議事妨害の禁止)

**第26条** 何人も会議中はみだりに発言し騒ぎその他議事の妨害となる言動をなしあるいはみだりに自席を離れてはならない。

### 第6章 その他

#### (規則の改廃)

**第27条** この規則の改廃は、総会の決議によらなければならない。

**附 則**

(施行期日)

この規則は平成14年5月24日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この規則の改正は、平成29年5月20日（総会承認の日）から効力を生ずる。